

二十二 損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十二年法律第九十二号）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 設立等（第三条・第七条）</p> <p>第三章 業務（第七条の二・第七条の三）</p> <p>第四章 参考純率及び基準料率</p> <p> 第一節 通則（第八条）</p> <p> 第二節 参考純率（第九条・第九条の二）</p> <p> 第三節 基準料率（第九条の三・第十一条）</p> <p>第五章 特定法人に対する特則（第十二条）</p> <p>第六章 監督（第十三条・第十四条）</p> <p>第七章 登記等（第十五条・第二十五条）</p> <p>第八章 雑則（第二十五条の二・第二十五条の四）</p> <p>第九章 罰則（第二十六条・第二十八条）</p> <p>附則</p> <p> 第一章 総則</p> <p> （目的）</p> <p>第一条 この法律は、損害保険における公正な保険料率の算出の基礎として得る参考純率等を算出するために設立される損害保険料率算出団体について、その業務の適切な運営を確保することにより、損害保険業の健全</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、公正な保険料率を算出するため設けられる損害保険料率算出団体の業務の運営を適正ならしめ、もって損害保険業の健全な発達を図り保険契約者等の利益を保護することを目的とする。</p>

な発達を図るとともに、保険契約者等の利益を保護することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 保険料率 損害保険における保険料の保険金額に対する割合をいう。
- 二 純保険料率 保険料率のうち、将来の保険金の支払に充てられると見込まれる部分の保険料の保険金額に対する割合をいう。

三 損害保険料率算出団体 第七条の二に規定する業務を行うことを目的として次条第一項の認可を受けて設立された団体をいう。

四 会員 損害保険料率算出団体を構成する損害保険会社（保険業法）平成七年法律第五号（第二条第四項（定義）に規定する損害保険会社及び同条第九項に規定する外国損害保険会社等をいう。以下同じ。）をいう。

五 参考純率 損害保険料率算出団体が算出する純保険料率（次号に掲げる基準料率に係るものを除く。）であつて、この法律に基づく届出その他の手続を経たときはその会員による保険料率の算出の基礎として算出するものをいう。

六 基準料率 損害保険料率算出団体が算出する保険料率であつて、この法律に基づく届出その他の手続を経たときはその会員によるその使

(定義等)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 保険料率 損害保険における保険料の保険金額に対する割合をいう。
- 二 損害保険料率算出団体 危険の級別その他保険料率の算出に必要な事項の準備をし、保険料率を算出し、過去の損害率その他保険料率に関する資料を整理し、及びこれらを会員の利用に供するための施設を設けることを目的とする団体をいう。

新設

三 会員 損害保険料率算出団体を構成する損害保険会社（保険業法）平成七年法律第五号（第二条第四項（定義）に規定する損害保険会社及び同条第九項に規定する外国損害保険会社等をいう。以下同じ。）をいう。

新設

新設

用につき保険業法の規定による認可又は届出があつたものとみなされるものとして算出するものをいう。

(削る)

2 生命保険会社(保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社及び同条第八項に規定する外国生命保険会社等をいう。)は、同法第三条第四項第二号(免許)に掲げる保険の引受けを行う範囲において、前項第四号、次条第一項及び第二項、第六条、第七条並びに第十条第一項の規定の適用については、損害保険会社とみなす。

3 特定法人(保険業法第二百十九条第一項(免許)の規定による免許を受けた同項に規定する特定法人をいい、同条第二項に規定する特定生命保険業免許を受けた特定法人にあつては、同法第三条第四項第二号に掲げる保険の引受けを行う範囲に限る。第十二条において同じ。)は、次条第一項及び第二項、第六条、第七条並びに第十条第一項の規定の適用については、損害保険会社とみなす。

第二章 設立等

(料率団体の設立)

第三条 二以上の損害保険会社は、内閣総理大臣の認可を受けて、損害保険料率算出団体(以下「料率団体」という。)を設立することができる。

2 前項の規定による認可を受けようとする損害保険会社は、定款を作成し、申請書及び会員名簿とともに、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

四 剰余金 保険業法第五十八条第一項(剰余金の分配)に規定する剰余金をいう。

2 生命保険会社(保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社及び同条第八項に規定する外国生命保険会社等をいう。)は、同法第三条第四項第二号(免許)に掲げる保険の引受けを行う範囲において、前項第三号、次条第一項及び第二項、第六条、第七条並びに第八条第一項の規定の適用については、損害保険会社とみなす。

3 特定法人(保険業法第二百十九条第一項(免許)の規定による免許を受けた同項に規定する特定法人をいい、同条第二項に規定する特定生命保険業免許を受けた特定法人にあつては、同法第三条第四項第二号に掲げる保険の引受けを行う範囲に限る。第十二条において同じ。)は、次条第一項及び第二項、第六条、第七条並びに第八条第一項の規定の適用については、損害保険会社とみなす。

(料率団体の設立)

第三条 二以上の損害保険会社は、内閣総理大臣の認可を受けて、損害保険料率算出団体(以下「料率団体」という。)を設立することができる。

2 前項の規定による認可を受けようとする損害保険会社は、定款を作成し、申請書及び会員名簿とともに、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 前項に規定する定款には、参考純率又は基準料率の算出を行う保険の種類及び民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十七条（定款）に規定する事項を記載しなければならない。

4 料率団体が参考純率の算出を行うことができる保険の種類は、総理府令・大蔵省令で定める。

5 料率団体が基準料率の算出を行うことができる保険の種類は、次に掲げるものとする。

一 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）の規定に基づく自動車損害賠償責任保険

二 地震保険に関する法律（昭和四十一年法律第七十三号）の規定に基づく地震保険

（法人）

第四条 料率団体は、法人とする。

（定款の変更の認可）

第五条 料率団体が定款の変更をなすには、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

（加入）

第六条 損害保険会社は、その引受けを行う保険の種類に係る参考純率又は基準料率の算出を行う料率団体に加入することができる。

（会員の加入及び脱退の届出）

第七条 料率団体は、損害保険会社が加入又は脱退したときは、加入又は脱退した日の翌日から起算して二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 前項に規定する定款には、保険料率の算出を行う保険の種類及び民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十七条（定款）に規定する事項を記載しなければならない。

4 料率団体が保険料率の算出を行うことができる保険の種類は、総理府令・大蔵省令で定める。

5 内閣総理大臣は、前項に規定する総理府令・大蔵省令を定めようとするときは、公正取引委員会と協議しなければならない。

（法人）

第四条 料率団体は、法人とする。

（定款の変更の認可）

第五条 料率団体が定款の変更をなすには、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

（加入）

第六条 損害保険会社は、その引受けを行う保険の種類に係る保険料率の算出を行う料率団体に加入することができる。

（会員の加入及び脱退の届出）

第七条 料率団体は、損害保険会社が加入又は脱退したときは、加入又は脱退した日の翌日から起算して二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

第三章 業務

(業務の範囲)

第七条の二 料率団体は、次に掲げる業務の全部又は一部を行うものとする。

- 一 参考純率を算出し、会員の利用に供すること。
- 二 基準料率を算出し、会員の利用に供すること。

2 料率団体は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。

- 一 保険料率の算出に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、その成果を会員に提供すること。
- 二 保険料率に関し、知識を普及し、並びに国民の関心及び理解を増進すること。
- 三 前項各号及び前二号に掲げる業務に付随する業務
- 四 前三号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するため必要な業務

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外)

第七条の三 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第八条第一項(第一号及び第四号に係る部分に限る。)(の規定は、料率団体が前条第一項(第二号に係る部分に限る。)(の規定に基づいて行う行為には、適用しない。ただし、一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより保険契約者又は被保険者の利益を不当に害することとなるときは、この限りでない。

第四章 参考純率及び基準料率

新設

新設

第一節 通則

(削る)

(参考純率及び基準料率の原則)

第八条 料率団体の算出する参考純率及び基準料率は、合理的かつ妥当なものでなければならず、また、不当に差別的であつてはならない。

第二節 参考純率

(参考純率の届出)

第九条 料率団体は、参考純率を算出したときは、その算出方法その他総理府令・大蔵省令で定める事項を記載した書類を添付して、当該参考純率を内閣総理大臣に届け出なければならない。その届出をした参考純率を変更しようとするときも、同様とする。

2 料率団体は、前項の規定により参考純率の届出をしたときは、遅滞なく、その会員に対し、当該参考純率及び当該参考純率に係る同項に規定する事項並びにその届出を内閣総理大臣が受理した日を通知しなければならない。

(参考純率の取扱い)

(利害関係人の資料閲覧等)

第八条 損害保険会社、保険契約者、被保険者その他の利害関係人(以下「利害関係人」という。)は、料率団体に対し、その算出した保険料率に関する資料の閲覧を求めることができる。

2 料率団体は、その保険料率の算出につき利害関係人の意見を聴くための施設を設けなければならない。

3 前二項の規定の適用に関し必要な事項は、総理府令・大蔵省令で定める。

(保険料率の原則)

第九条 料率団体の算出する保険料率は、合理的かつ妥当なものでなければならず、また、不当に差別的であつてはならない。

新設

第九条の二 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による届出のあつた参考

新設

純率について、当該参考純率が第八条の規定に適合するかどうかについての審査（次項において「参考純率の適合性審査」という。）を行い、当該届出を受理した日の翌日から起算して三十日以内に、その結果を当該届出をした料率団体に通知しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による届出のあつた参考純率についての参考純率の適合性審査が前項に規定する期間内に終了しないと認める相当の理由があるときは、当該期間を相当と認める期間に延長することができる。この場合において、内閣総理大臣は、当該届出をした料率団体に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。

3 料率団体は、前二項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その会員に対し、その旨を通知しなければならない。

4 内閣総理大臣は、料率団体の会員から保険業法第二百二十三条第一項（事業方法書等に定めた事項の変更）（同法第二百七条（監督に関する規定の準用））において準用する場合を含む。第十条の四第三項において同じ。）、（ ）の規定による認可の申請又は同法第二百二十三条第二項（同法第二百七条において準用する場合を含む。第十条の四第三項において同じ。）、（ ）の規定による届出があつた場合において、当該認可の申請又は届出に係る保険料率が第一項の規定により当該料率団体に対し第八条の規定に適合するとの通知をした参考純率を基礎として算出されたものであり、かつ、その算出方法が明らかになされたものであるときは、当該参考純率が同条の規定に適合するものであることを勘案して、同法第二百二十四条

(事業方法書等に定めた事項の変更の認可)(同法第二百七条において準用する場合を含む。)の規定に基づく当該認可の申請に係る審査又は同法第二百五条(事業方法書等に定めた事項の変更の届出等)(同法第二百七条において準用する場合を含む。第十条の四第三項において同じ。)の規定に基づく当該届出に係る審査を行うものとする。

第三節 基準料率

(基準料率の届出)

第九条の三 料率団体は、第三条第五項各号に掲げる保険の種類に係る基準料率を算出したときは、次に掲げる事項を記載した書類を添付して、当該基準料率を内閣総理大臣に届け出なければならない。その届出をした基準料率を変更しようとするときも、同様とする。

一 基準料率に係る純保険料率

二 基準料率に係る付加保険料率(保険料率のうち純保険料率以外のものをいう。)

三 基準料率の算出方法

四 その他総理府令・大蔵省令で定める事項

2 料率団体は、前項の規定により基準料率の届出をしたときは、遅滞なく、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、当該基準料率その他総理府令・大蔵省令で定める事項を公告し、かつ、その会員に対し、当該基準料率及び当該基準料率に係る同項各号に掲げる事項並びにその届出を内閣総理大臣が受理した日を通知しなければならない。

(保険料率の届出)

第十条 料率団体は、保険料率を算出したときは、次に掲げる事項を記載した書類を添付して、当該保険料率を内閣総理大臣に届け出なければならない。その届出をした保険料率を変更しようとするときも、同様とする。

一 純保険料率(保険料のうち将来の保険金の支払に充てられると見込まれるもの(次号において「純保険料」という。)(の保険金額に対する割合をいう。第十条の四第七項及び第十条の六において同じ。)

二 付加保険料率(保険料のうち純保険料以外のものの保険金額に対する割合をいう。第十条の六において同じ。)

三 保険料率の算出方法

四 その他総理府令・大蔵省令で定める事項

2 料率団体は、前項の規定による届出をしたときは、遅滞なく、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、当該保険料率その他総理府令・大蔵省令で定める事項を公告し、かつ、その会員に対し、当該保険料率及び当該保険料率に係る前項各号に掲げる事項並びにその届出を内閣総理大臣が受理した日を通知しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、公正取引委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

(利害関係人の資料閲覧等)

第十条 損害保険会社、保険契約者、被保険者その他の利害関係人(以下「利害関係人」という。)は、料率団体に対し、その算出した基準料率に関する資料の閲覧を求めることができる。

2 料率団体は、その基準料率の算出につき利害関係人の意見を聴くための施設を設けなければならない。

3 前二項の規定の適用に関し必要な事項は、総理府令・大蔵省令で定める。

(利害関係人の異議の申出)

第十条の二 会員は、その所属する料率団体が第九条の三第一項の規定による届出をした基準料率について不服があるときは、その届出を内閣総理大臣が受理した日の翌日から起算して二週間以内に内閣総理大臣に当該基準料率について異議を申し出ることができる。

2 会員以外の利害関係人は、第九条の三第一項の規定による届出のあつた基準料率について不服があるときは、当該基準料率に係る同条第二項の規定による公告のあつた日の翌日から起算して二週間以内に内閣総理大臣に当該基準料率について異議を申し出ることができる。

3 前二項の規定による異議の申出は、その不服の理由を記載した書面をもつてしなければならない。

4 内閣総理大臣は、災害その他特別の事情があるときは、第一項又は第二項に規定する期間を延長することができる。

新設

新設

(利害関係人の異議の申出)

第十条の二 会員は、その所属する料率団体が前条第一項の規定による届出をした保険料率について不服があるときは、その届出を内閣総理大臣が受理した日の翌日から起算して二週間以内に内閣総理大臣に当該保険料率について異議を申し出ることができる。

2 会員以外の利害関係人は、前条第一項の規定による届出のあつた保険料率について不服があるときは、当該保険料率に係る同条第二項の規定による公告のあつた日の翌日から起算して二週間以内に内閣総理大臣に当該保険料率について異議を申し出ることができる。

3 前二項の規定による異議の申出は、その不服の理由を記載した書面をもつてしなければならない。

4 内閣総理大臣は、災害その他特別の事情があるときは、第一項又は第二項に規定する期間を延長することができる。

(内閣総理大臣の意見聴取及び適合性審査)

第十条の三 内閣総理大臣は、第九条の三第一項の規定による届出のあつた基準料率について、当該基準料率が第八条の規定に適合するかどうかについての審査(以下「適合性審査」という。)を行う場合において、当該基準料率について前条第一項の規定による異議の申出があつたときは、その申出人及び当該基準料率の届出をした料率団体の理事又はこれらの者の代理人の出頭を求め、意見を聴取しなければならない。

2 内閣総理大臣は、第九条の三第一項の規定による届出のあつた基準料率について適合性審査を行う場合において、当該基準料率について前条第二項の規定による異議の申出があつたときは、その申出人及び当該基準料率の届出をした料率団体の理事又はこれらの者の代理人の出頭を求め、公開の意見聴取を行わなければならない。ただし、当該基準料率が緊急に使用されることが必要であると認める場合、当該基準料率が使用されることに伴う影響が軽微であると認める場合その他の政令で定める場合においては、公開しないで意見聴取を行うことができる。

3 前二項の場合において、申出人又はその代理人が、正当な理由がないのに出頭を求められた日に出頭しなかつたときは、その申出人は、前条第一項又は第二項の規定による異議の申出を取り下げたものとみなし、当該基準料率の届出をした料率団体の理事又はその者の代理人が正当な理由がないのに出頭を求められた日に出頭しなかつたときは、第九条の三第一項の規定による届出を撤回したものとみなす。

4 内閣総理大臣は、第二項の規定による公開の意見聴取を行うときは、当該意見聴取の期日の二週間前までに、当該意見聴取を行おうとする理

(内閣総理大臣の意見聴取及び適合性審査)

第十条の三 内閣総理大臣は、保険料率について前条第一項の規定による異議の申出があつたときは、その申出人及び当該保険料率の届出をした料率団体の理事又はこれらの者の代理人の出頭を求め、意見を聴取し、当該保険料率が第九条の規定に適合するかどうかについての審査(以下「適合性審査」という。)をしなければならない。

2 内閣総理大臣は、保険料率について前条第二項の規定による異議の申出があつたときは、その申出人及び当該保険料率の届出をした料率団体の理事又はこれらの者の代理人の出頭を求め、公開の意見聴取を行い、適合性審査をしなければならない。ただし、当該保険料率が緊急に使用されることが必要であると認める場合、当該保険料率が使用されることに伴う影響が軽微であると認める場合その他の政令で定める場合においては、公開しないで意見聴取を行うことができる。

3 前二項の場合において、申出人又はその代理人が、正当な理由がないのに出頭を求められた日に出頭しなかつたときは、その申出人は、前条第一項又は第二項の規定による異議の申出を取り下げたものとみなし、当該保険料率の届出をした料率団体の理事又はその者の代理人が正当な理由がないのに出頭を求められた日に出頭しなかつたときは、第十条第一項の規定による届出を撤回したものとみなす。

4 内閣総理大臣は、第二項の規定による公開の意見聴取を行うときは、当該意見聴取の期日の二週間前までに、当該意見聴取を行おうとする理

由並びに当該意見聴取の期日及び場所を当該意見聴取に係る異議の申出人及び当該意見聴取に係る基準料率の届出をした料率団体に通知し、かつ、当該意見聴取に係る事案の要旨並びに当該意見聴取の期日及び場所を公告しなければならない。

5 前項に規定する者を除くほか、第二項の規定による公開の意見聴取に参加して意見を述べようとする者は、当該意見聴取に関して利害関係を有する理由及び述べようとする意見の概要を記載した文書をもつて、内閣総理大臣に申し出なければならない。

6 内閣総理大臣は、第二項の規定による公開の意見聴取においては、前項の規定による申出をした者であつてその意見が当該意見聴取に係る事案と関連性を有するものと認められる者に対して、当該意見聴取に係る事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、同項に規定する文書に照らし当該申出をした者のうちの多数の者の意見が共通であると認められるときは、当該多数の者について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えることができる。

7 内閣総理大臣は、第二項の規定による公開の意見聴取に係る事案について必要な調査をするため、利害関係人の申立てにより又は職権で、利害関係人若しくは参考人に出頭を求めて意見を陳述させ、若しくは報告をさせ、又は鑑定人の出頭を求めて鑑定をさせることができる。

8 第三項から前項までに定めるもののほか、第二項本文の規定による公開の意見聴取に関し必要な事項は、総理府令・大蔵省令で定める。

(範囲料率の使用に係るみなし認可等)

第十条の四 第九条の三第一項の規定による届出のあつた基準料率につい

由並びに当該意見聴取の期日及び場所を当該意見聴取に係る異議の申出人及び当該意見聴取に係る保険料率の届出をした料率団体に通知し、かつ、当該意見聴取に係る事案の要旨並びに当該意見聴取の期日及び場所を公告しなければならない。

5 前項に規定する者を除くほか、第二項の規定による公開の意見聴取に参加して意見を述べようとする者は、当該意見聴取に関して利害関係を有する理由及び述べようとする意見の概要を記載した文書をもつて、内閣総理大臣に申し出なければならない。

6 内閣総理大臣は、第二項の規定による公開の意見聴取においては、前項の規定による申出をした者であつてその意見が当該意見聴取に係る事案と関連性を有するものと認められる者に対して、当該意見聴取に係る事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、同項に規定する文書に照らし当該申出をした者のうちの多数の者の意見が共通であると認められるときは、当該多数の者について証拠を提示し、意見を述べる機会を与えることができる。

7 内閣総理大臣は、第二項の規定による公開の意見聴取に係る事案について必要な調査をするため、利害関係人の申立てにより又は職権で、利害関係人若しくは参考人に出頭を求めて意見を陳述させ、若しくは報告をさせ、又は鑑定人の出頭を求めて鑑定をさせることができる。

8 第三項から前項までに定めるもののほか、第二項本文の規定による公開の意見聴取に関し必要な事項は、総理府令・大蔵省令で定める。

(範囲料率及び特別料率)

第十条の五 第十条第一項の規定による届出をした料率団体に所属する会

て、適合性審査の期間として内閣総理大臣がその届出を受理した日から同日後九十日を経過する日までの期間（当該期間が次条第一項又は第二項の規定により短縮され、又は延長された場合にあつては、当該短縮又は延長後の期間）が経過した後、当該届出に係る料率団体に所属する会員は、当該届出に係る基準料率を中心とした一定の範囲内の保険料率（以下この条において「範囲料率」という。）を使用しようとするときは、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出ることができる。

2 範囲料率の範囲は、保険の種類ごとに総理府令・大蔵省令で定める。

3 第一項の会員が同項の規定による届出を行つたときは、当該会員は、当該届出を行つた日において、当該届出に係る範囲料率について、保険業法第二百二十三条第一項の規定による認可を受け、又は同条第二項の規定による届出を行つたものとみなす。この場合において、同法第二百二十五条の規定は、適用しない。

員は、その届出に係る保険料率について、前条第一項に規定する期間（同条第二項又は第三項の規定により当該期間が短縮され、又は延長された場合にあつては、当該短縮又は延長後の期間）が経過したときは、その届出に係る保険料率を中心とした一定の範囲内の保険料率（以下この条において「範囲料率」という。）を使用しなければならない。

2 範囲料率の範囲は、保険料率の算出の基礎を同じくするものとして総理府令・大蔵省令で定める保険の目的ごとに総理府令・大蔵省令で定める。

3 会員が第一項の場合において使用する範囲料率については、保険業法第二百二十三条第一項（事業方法書等に定めた事項の変更）（同法第二百七条（監督に関する規定の準用）において準用する場合を含む。）の規定による認可又は同法第二百二十三条第二項（同法第二百七条において準用する場合を含む。）の規定による届出があつたものとみなす。この場合において、同法第二百二十五条（事業方法書等に定めた事項の変更の届出等）の規定は、適用しない。

4 会員は、保険料率の算出の基礎となる条件に特別の事情があるときは、第一項の規定にかかわらず、当該特別の事情に係る保険の目的について、範囲料率以外の保険料率（以下「特別料率」という。）を使用することができる。

5 会員は、特別料率を使用しようとするときは、内閣総理大臣の認可を

受けなければならない。その認可を受けた特別料率を変更しようとするときも、同様とする。

6 会員は、前項の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した認可申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 第四項に規定する特別の事情に関する事項

二 認可を受けようとする特別料率に係る第十条第一項第一号から第三号までに掲げる事項

三 その他総理府令・大蔵省令で定める事項

7 会員は、前項の規定による認可の申請をしたときは、遅滞なく、その所属する料率団体に対し、当該申請に係る特別料率を通知しなければならない。

8 内閣総理大臣は、第六項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る特別料率が第九条の規定に適合するかどうかについて範囲料率を勘案して審査しなければならない。

9 会員が第五項の規定による認可を受けた特別料率については、第三項の規定を準用する。

(適合性審査の期間の短縮、延長等)

(保険料率の使用)

第十条の四 第十条第一項の規定による届出をした料率団体に所属する会員は、内閣総理大臣がその届出を受理した日の翌日から起算して九十日を経過した後でなければ、その届出に係る保険料率を使用してはならない。

第十条の五 内閣総理大臣は、第九条の三第一項の規定による届出のあつた基準料率について、第十条の二第一項及び第二項に規定する期間が経過し、かつ、当該基準料率が第八条の規定に適合していると認めるときは、前条第一項に規定する九十日を経過する日までの期間を相当と認める期間に短縮することができる。この場合において、内閣総理大臣は、その届出をした料率団体に対し、遅滞なく、当該短縮後の期間を通知しなければならない。

2 内閣総理大臣は、第十条の三第一項又は第二項の規定による意見聴取及び適合性審査に相当の期間を要すると認めるとき、その他相当の理由があるときは、前条第一項に規定する九十日を経過する日までの期間を相当と認める期間に延長することができる。この場合において、内閣総理大臣は、第九条の三第一項の規定による届出をした料率団体に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第九条の三第一項の規定による届出のあつた基準料率が第八条の規定に適合しないと認めるときは、前条第一項に規定する九十日を経過する日までの期間（前項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）内に限り、その届出をした料率団体に対し、書面をもつて、その届出の撤回をすべきことを命じ、又は期限を付して当該基準料率の変更の届出をすべきことを命じなければならない。

2 内閣総理大臣は、第十条第一項の規定による届出のあつた保険料率について、第十条の二第一項及び第二項に規定する期間が経過し、かつ、当該保険料率が第九条の規定に適合していると認めるときは、前項に規定する期間を相当と認める期間に短縮することができる。この場合において、内閣総理大臣は、その届出をした料率団体に対し、遅滞なく、当該短縮後の期間を通知しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前条第一項又は第二項の規定による意見聴取及び適合性審査に相当の期間を要すると認めるとき、その他相当の理由があるときは、第一項に規定する期間を相当と認める期間に延長することができる。この場合において、内閣総理大臣は、第十条第一項の規定による届出をした料率団体に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。

4 内閣総理大臣は、第十条第一項の規定による届出のあつた保険料率が第九条の規定に適合しないと認めるときは、第一項に規定する期間（前項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間。以下この項及び第七項において同じ。）内に限り、その届出をした料率団体に対し、書面をもつて、その届出の撤回をすべきことを命じ、又は期限を付して当該保険料率の変更の届出をすべきことを命じなければならない。この場合において、会員は、第一項、次条第一項及び第十条の六第一項の規定にかかわらず、第一項に規定する期間が経過した後においても、当該保険料率を使用してはならない。

4 前項の規定による命令（第十条の三第一項又は第二項の規定による意見聴取及び適合性審査が行われた場合に限る。）については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

5 料率団体は、第一項若しくは第二項の規定による通知又は第三項の規定による命令を受けたときは、遅滞なく、その会員に対し、その旨を通知しなければならない。

6 内閣総理大臣は、第九条の三第一項の規定による届出のあつた基準料率について、第三項の規定による命令をしないで前条第一項に規定する適合性審査の期間が経過したときは、遅滞なく、当該基準料率を告示しなければならない。

7 会員は、前項の規定による告示のあつたときは、告示内容を記載した書類をその本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等の場合にあつては、同法第八十五条第一項（免許）に規定する支店等）に備え置き、利害関係人の縦覧に供しなければならない。

（削る）

5 前項の規定による命令（前条第一項又は第二項の規定による意見聴取及び適合性審査が行われた場合に限る。）については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

6 料率団体は、第二項若しくは第三項の規定による通知又は第四項の規定による命令を受けたときは、遅滞なく、その会員に対し、その旨を通知しなければならない。

7 内閣総理大臣は、第十条第一項の規定による届出のあつた保険料率について、第二項に規定する短縮後の期間が経過したとき、又は第四項の規定による命令をしないで第一項に規定する期間が経過したときは、遅滞なく、当該保険料率（第十条の六第一項に規定する総理府令・大蔵省令で定める保険の目的に係る保険料率）については、当該保険料率及び当該保険料率のうちの純保険料率）を告示しなければならない。

8 会員は、前項の規定による告示のあつたときは、告示内容を記載した書類をその本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所（保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等の場合にあつては、同法第八十五条第一項（免許）に規定する支店等）に備え置き、利害関係人の縦覧に供しなければならない。

（特定料率）

第十条の六 会員は、保険契約の内容、保険契約者の保険契約に関する知識、保険契約に係る取引の態様等に照らして前条第一項に規定する範囲料率を使用することを要しないものとして総理府令・大蔵省令で定める保険の目的に係る保険料率（以下この条において「特定料率」という。

（）については、同項の規定にかかわらず、第一号に掲げる純保険料率と第二号に掲げる付加保険料率とを合計して算出される保険料率を使用するものとする。

一 第十条第一項の規定による届出に係る保険料率のうち純保険料率
二 それぞれの会員がその保険の引受けに伴い支出すると見込まれる費用（将来の保険金の支払に充てられると見込まれるものを除く。）を基礎として算出した付加保険料率

2 会員の使用する特定料率に係る前項第一号に規定する付加保険料率が第十条第一項の規定による届出に係る保険料率のうち付加保険料率を中心として保険の目的ごとに総理府令・大蔵省令で定める一定の範囲内にあるときは、当該特定料率については、前条第三項の規定を準用する。

3 会員は、特定料率に係る付加保険料率について前項に規定する範囲を超えるものを使用しようとするときは、その算出の基礎となつた事項を記載した書類を添付して、当該付加保険料率を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。その届出をした付加保険料率を変更しようとするときも、同様とする。

4 前項の規定による届出をした会員は、内閣総理大臣がその届出を受理した日の翌日から起算して三十日を経過した後でなければ、その届出をした付加保険料率を使用して算出した特定料率を使用してはならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による届出のあつた付加保険料率について第七項の規定による審査に時日を要しないと認めるときは、前項に規定する期間を相当と認める期間に短縮することができる。この場合に

において、内閣総理大臣は、その届出をした会員に対し、遅滞なく、当該短縮後の期間を通知しなければならない。

6 内閣総理大臣は、第三項の規定による届出のあつた付加保険料率について次項の規定による審査が第四項に規定する期間内に終了しないと認める相当の理由があるときは、当該期間を相当と認める期間に延長することができる。この場合において、内閣総理大臣は、その届出をした会員に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。

7 内閣総理大臣は、第三項の規定による届出のあつた付加保険料率について当該付加保険料率に係る保険の引受けに伴いその届出をした会員が支出すると見込まれる費用（将来の保険金の支払に充てられると見込まれるものを除く。）を基準として審査した結果必要があると認めるときは、第四項に規定する期間（前項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）内に限り、その届出をした会員に対し、書面をもつて、当該付加保険料率の使用の中止を命じ、又は期限を付して当該付加保険料率の変更の届出をすべきことを命ずることができる。

8 会員が第三項の規定による届出をした場合において、前項の規定による命令を受けることなく第四項に規定する期間（第五項又は第六項の規定により当該期間が短縮され、又は延長された場合にあつては、当該短縮又は延長後の期間）が経過したときは、その届出をした付加保険料率を使用して算出した特定料率については、前条第三項の規定を準用する。

9 会員は、純保険料率の算出の基礎となる条件に特別の事情があるときは、第一項の規定にかかわらず、当該特別の事情に係る保険の目的について、同項第一号に掲げる純保険料率以外の純保険料率（以下「特別純率」という。）を使用することができる。

10 会員は、特別純率を使用しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。その認可を受けた特別純率を変更しようとするときも、同様とする。

11 内閣総理大臣は、前項の規定による認可をした場合において、当該認可に係る特別純率の算出の基礎となつた条件に変更があつたものと認めるときは、当該特別純率の認可をした会員に対し、書面をもつて、期限を付して当該特別純率の変更の認可申請をすべきことを命じなければならない。

12 前条第六項から第八項までの規定は、特別純率の認可について準用する。この場合において、同条第六項第二号中「第十条第一項第一号から第三号までに掲げる事項」とあるのは「特別純率の算出方法に関する事項」と、同条第八項中「範囲料率」とあるのは「第十条第一項の規定による届出のあつた保険料率のうちの純保険料率」と読み替えるものとする。

13 特別純率の認可を受けた会員についての第一項の規定の適用については、同項中「純保険料率」とあるのは「特別純率」と、同項第一号中「第十条第一項の規定による届出に係る保険料率のうちの純保険料率」とあるのは「第十項の規定による認可を受けた特別純率」とする。

（利害関係人の異議の申出及び変更届出命令）

（利害関係人の異議の申出及び変更届出命令）

第十条の六 利害関係人は、前条第六項の規定による告示のあつた基準料率について不服があるときは、同項の規定による告示のあつた日の翌日から起算して二週間以内に内閣総理大臣に当該基準料率について異議を申し出ることができる。

2 第十条の二第三項及び第四項の規定は前項の規定による異議の申出について、第十条の三第二項（ただし書を除く。）から第八項までの規定は前項の規定による異議の申出があつた場合について、それぞれ準用する。この場合において、第十条の二第四項中「第一項又は第二項」とあるのは、「第十条の六第一項」と読み替えるものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による異議の申出があつた場合において、当該異議の申出に係る基準料率が第八条の規定に適合しないと認めるときは、当該基準料率の届出をした料率団体に対し、書面をもつて、期限を付して当該基準料率の変更の届出をすべきことを命じなければならない。

4 前項の規定による命令については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

5 内閣総理大臣は、第九条の三第一項の規定による届出のあつた基準料率が、その算出の基礎となつた条件の前条第六項の規定による告示後の変更により第八条の規定に適合しないこととなつたものと認めるときは、当該基準料率の届出をした料率団体に対し、書面をもつて、期限を付して当該基準料率の変更の届出をすべきことを命じなければならない。

第十条の七 利害関係人は、第十条の四第七項の規定による告示のあつた保険料率について不服があるときは、同項の規定による告示のあつた日の翌日から起算して二週間以内に内閣総理大臣に当該保険料率について異議を申し出ることができる。

2 第十条の二第三項及び第四項の規定は前項の規定による異議の申出について、第十条の三第二項（ただし書を除く。）から第八項までの規定は前項の規定による異議の申出があつた場合について、それぞれ準用する。この場合において、第十条の二第四項中「第一項又は第二項」とあるのは、「第十条の七第一項」と読み替えるものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による異議の申出があつた場合において、当該異議の申出に係る保険料率が第九条の規定に適合しないと認めるときは、当該保険料率の届出をした料率団体に対し、書面をもつて、期限を付して当該保険料率の変更の届出をすべきことを命じなければならない。

4 前項の規定による命令については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

5 内閣総理大臣は、第十条第一項の規定による届出のあつた保険料率の算出の基礎となつた条件の第十条の四第七項の規定による告示後の変更により第九条の規定に適合しないこととなつたものと認めるときは、当該保険料率の届出をした料率団体に対し、書面をもつて、期限を付して当該保険料率の変更の届出をすべきことを命じなければならない。

（不服申立ての制限）

(削る)

(不服申立ての制限)

第十一条 次に掲げる処分については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

一 第十条の五第三項(第十条の三第一項又は第二項の規定による意見聴取及び適合性審査が行われた場合に限る。)の規定による命令

二 前条第三項の規定による命令

第五章 特定法人に対する特則

第十二条 特定法人が料率団体を設立し、又はこれに加入した場合のこの法律の適用については、次に定めるところによる。

一 第二条第一項第五号及び第六号、第九条第二項、第九条の二第三項及び第四項、第九条の三第二項、第十条の四第一項及び第三項、第十条の五第五項及び第七項並びに第二十五条の二第二項の規定の適用については、特定法人を会員とみなす。この場合において、第二条第一項第六号中「によるその使用」とあるのは、「の引受社員(第十二条第一号に規定する引受社員をいう。第十条の四第一項において同じ。)」によるその使用」と、第九条の二第四項中「保険業法第二百二十三条第一項(事業方法書等に定めた事項の変更)(同法第二百七条(監督に

第十条の八 次に掲げる処分については、行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による不服申立てをすることができない。

一 第十条の四第四項(第十条の三第一項又は第二項の規定による意見聴取及び適合性審査が行われた場合に限る。)の規定による命令

二 前条第三項の規定による命令

(剰余金の分配の制限の禁止)

第十一条 料率団体は、その会員の行う保険契約者に対する剰余金の分配を制限してはならない。

(特定法人に対する特則)

第十二条 特定法人が料率団体を設立し、又はこれに加入した場合のこの法律の適用については、次に定めるところによる。

一 第十条第二項、第十条の四第六項及び第八項、第十条の五第五項から第七項まで及び第九項、第十条の六第三項、第五項、第六項、第八項、第十項及び第十一項並びに第二十五条の二第二項の規定の適用については、特定法人を会員とみなす。この場合において、第十条の四第八項中「その本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所(保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等の場合にあつては、同法第八十五条第一項(免許)に規定する支店等)」とあるのは、「保険業法第二百十九条第六項に規定する総代理店の事務所」と、第十条

関する規定の準用)において準用する場合を含む。第十条の四第三項において同じ。)とあるのは「保険業法第二百二十五条第一項(事業の方法書等に定めた事項の変更)」と、「同法第二百二十三条第二項(同法第二百七条において準用する場合を含む。第十条の四第三項において同じ。)」とあるのは「同法第二項」と、「(同法第二百七条において準用する場合を含む。)」とあるのは「(同法第二百二十五条第三項において準用する場合を含む。)」と、「(同法第二百二十五条第三項において準用する場合を含む。第十条の四第三項において同じ。)」とあるのは「届出等」(同法第二百二十五条第三項において準用する場合を含む。)(「と、第十条の四第一項中「会員は、」とあるのは「特定法人は、その引受社員が」と、同法第三項中「保険業法第二百二十三条第一項」とあるのは「保険業法第二百二十五条第一項」と、「同法第二百二十五条」とあるのは「同法第三項において準用する同法第二百二十五条」と、第十条の五第七項中「その本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所(保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等の場合にあつては、同法第八十五条第一項(免許)に規定する支店等)」とあるのは「保険業法第二百十九条第六項に規定する総代理店の事務所」とする。

二 第七条の二第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号の規定の適用については、引受社員(保険業法第二百十九条第一項に規定する引受社員をいう。以下同じ。)を会員とみなす。

三 第十条の二第一項及び第二項の規定の適用については、特定法人及び引受社員を会員とみなす。

の五第五項並びに第十条の六第三項及び第十項中「会員は、」とあるのは「特定法人は、その引受社員が」とする。

二 第十条の二第一項及び第二項の規定の適用については、特定法人及び引受社員(保険業法第二百十九条第一項に規定する引受社員をいう。以下同じ。)を会員とみなす。

三 第十条の四第一項及び第四項、第十条の五第一項、第三項及び第四項、第十条の六第一項、第二項、第四項、第七項、第九項及び第十三

第六章 監督

(報告及び検査)

第十三条 内閣総理大臣は、料率団体の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、料率団体に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に料率団体の事務所に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、若しくは参考純率若しくは基準料率に関する資料その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による立入り、質問又は検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

項並びに前条の規定の適用については、引受社員を会員とみなす。この場合において、第十条の四第一項、第十条の五第一項並びに第十条の六第四項、第七項及び第十三項中「会員」とあるのは「特定法人の引受社員」と、第十条の五第三項中「保険業法第二百二十三条第一項（事業方法書等に定めた事項の変更）（同法第二百七条（監督に関する規定の準用）において準用する場合を含む。）」とあるのは「保険業法第二百二十五条第一項（事業の方法書等に定めた事項の変更）」と、「同法第二百二十三条第二項（同法第二百七条において準用する場合を含む。）」「とあるのは「同法第二項」と、「同法第二百二十五条」とあるのは「同法第三項において準用する同法第二百二十五条」と、第十条の六第七項中「期限を付して」とあるのは「特定法人に対し、期限を付して」とする。

(報告及び検査)

第十三条 内閣総理大臣は、料率団体の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、料率団体に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に料率団体の事務所に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、若しくは保険料率に関する資料その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による立入り、質問又は検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による立入り、質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(違法行為に対する命令)

第十四条 内閣総理大臣は、料率団体が法令若しくはこの法律に基づく内閣総理大臣の命令に違反し、又は公益を害する行為をしたときは、当該料率団体の理事若しくは監事の解任若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第三条第一項の規定による認可を取り消すことができる。

第七章 登記等

(料率団体の成立の時期及び登記の効力)

第十五条 料率団体は、主たる事務所の所在地において、設立の登記をすることに因つて成立する。

2 前項に規定する場合を除く外、この法律の規定により登記すべき事項は、登記をした後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(設立の登記等)

第十六条 料率団体の設立の登記は、第三条第一項の規定による内閣総理大臣の認可のあつた日から二週間以内に、これをしなければならぬ。

2 設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所

四 資産の総額

3 第一項の規定による立入り、質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(違法行為に対する命令)

第十四条 内閣総理大臣は、料率団体が法令若しくはこの法律に基づく内閣総理大臣の命令に違反し、又は公益を害する行為をしたときは、当該料率団体の理事若しくは監事の解任若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第三条第一項の規定による認可を取り消すことができる。

(料率団体の成立の時期及び登記の効力)

第十五条 料率団体は、主たる事務所の所在地において、設立の登記をすることに因つて成立する。

2 前項に規定する場合を除く外、この法律の規定により登記すべき事項は、登記をした後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(設立の登記等)

第十六条 料率団体の設立の登記は、第三条第一項の規定による内閣総理大臣の認可のあつた日から二週間以内に、これをしなければならぬ。

2 設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所

四 資産の総額

五 出資の方法を定めたときは、その方法

六 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

七 存立の時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由

3 料率団体は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項に掲げる事項を登記しなければならない。

4 前項の規定は、料率団体の成立後、主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域外において、あらたに従たる事務所を設けた場合に、これを準用する。

(変更の登記)

第十七条 この法律の規定により登記した事項中に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。

(理事の職務執行停止等の登記)

第十七条の二 理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(清算結了の登記)

第十八条 料率団体の清算が結了したときは、主たる事務所の所在地においては二週間、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算結了の登記をしなければならない。

(管轄登記所及び登記簿)

第十九条 料率団体の登記については、その事務所の所在地を管轄する法

五 出資の方法を定めたときは、その方法

六 代表権を有する者の氏名、住所及び資格

七 存立の時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由

3 料率団体は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項に掲げる事項を登記しなければならない。

4 前項の規定は、料率団体の成立後、主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域外において、あらたに従たる事務所を設けた場合に、これを準用する。

(変更の登記)

第十七条 この法律の規定により登記した事項中に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。

(理事の職務執行停止等の登記)

第十七条の二 理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあつたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(清算結了の登記)

第十八条 料率団体の清算が結了したときは、主たる事務所の所在地においては二週間、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算結了の登記をしなければならない。

(管轄登記所及び登記簿)

第十九条 料率団体の登記については、その事務所の所在地を管轄する法

務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が管轄登記所としてこれを掌る。

2 各登記所に、損害保険料率算出団体登記簿を備える。

(設立登記の申請手続)

第二十条 料率団体の設立の登記の申請書には、左の書面を添附しなければならない。

一 定款

二 資産の総額を証する書面

三 代表権を有する者の資格を証する書面

(変更登記の申請手続)

第二十一条 料率団体の従たる事務所の新設、主たる事務所又は従たる事務所の移転その他第十六条第二項に掲げる事項の変更の登記の申請書には、従たる事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

(登記事項の公告)

第二十二条 登記した事項は、登記所において、遅滞なく、これを公告しなければならない。

(民法の準用)

第二十三条 民法第三十八条第一項、第四十三条、第四十四条、第四十七条、第四十八条、第五十条から第五十四条まで、第五十八条から第六十六条まで、第六十八条から第七十条まで、第七十二条から第七十六条まで、第七十七条第一項及び第二項並びに第七十八条から第八十三条までの規定は、料率団体にこれを準用する。この場合において、同法第七十

務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所が管轄登記所としてこれを掌る。

2 各登記所に、損害保険料率算出団体登記簿を備える。

(設立登記の申請手続)

第二十条 料率団体の設立の登記の申請書には、左の書面を添附しなければならない。

一 定款

二 資産の総額を証する書面

三 代表権を有する者の資格を証する書面

(変更登記の申請手続)

第二十一条 料率団体の従たる事務所の新設、主たる事務所又は従たる事務所の移転その他第十六条第二項に掲げる事項の変更の登記の申請書には、従たる事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

(登記事項の公告)

第二十二条 登記した事項は、登記所において、遅滞なく、これを公告しなければならない。

(民法の準用)

第二十三条 民法第三十八条第一項、第四十三条、第四十四条、第四十七条、第四十八条、第五十条から第五十四条まで、第五十八条から第六十六条まで、第六十八条から第七十条まで、第七十二条から第七十六条まで、第七十七条第一項及び第二項並びに第七十八条から第八十三条までの規定は、料率団体にこれを準用する。この場合において、同法第七十

七条第一項中「破産及び設立許可ノ取消」とあるのは、「破産」と読み替えるものとする。

(非訟事件手続法の準用)

第二十四条 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第二百二十二条、第三百三十六条、第三百三十七条及び第三百三十八条の規定は、料率団体にこれを準用する。

(商業登記法の準用)

第二十五条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第二条から第五条まで、第七条から第二十三条まで、第二十四条第一号から第十二号まで及び第十四号、第二十六条、第五十五条第一項、第五十六条から第五十九条まで並びに第七十七条から第二百二十条までの規定は、この法律の規定による登記にこれを準用する。この場合において、同法第五十六条第三項中「商法第六十四条第一項」とあるのは、「損害保険料率算出団体に関する法律第十六条第二項」と読み替えるものとする。

第八章 雑則

(大蔵大臣への資料提出等)

第二十五条の二 大蔵大臣は、料率団体に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 大蔵大臣は、料率団体に係る制度の調査、企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、料率団体又は会員に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

(総理府令・大蔵省令への委任)

七条第一項中「破産及び設立許可ノ取消」とあるのは、「破産」と読み替えるものとする。

(非訟事件手続法の準用)

第二十四条 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第二百二十二条、第三百三十六条、第三百三十七条及び第三百三十八条の規定は、料率団体にこれを準用する。

(商業登記法の準用)

第二十五条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第二条から第五条まで、第七条から第二十三条まで、第二十四条第一号から第十二号まで及び第十四号、第二十六条、第五十五条第一項、第五十六条から第五十九条まで並びに第七十七条から第二百二十条までの規定は、この法律の規定による登記にこれを準用する。この場合において、同法第五十六条第三項中「商法第六十四条第一項」とあるのは、「損害保険料率算出団体に関する法律第十六条第二項」と読み替えるものとする。

(大蔵大臣への資料提出等)

第二十五条の二 大蔵大臣は、料率団体に係る制度の調査、企画又は立案をするため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

2 大蔵大臣は、料率団体に係る制度の調査、企画又は立案をするため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、料率団体又は会員に対し、資料の提出、説明その他の協力を求めることができる。

第二十五条の三 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による認

可に関する申請の手續、書類の提出の手續その他この法律を実施するた

め必要な事項は、総理府令・大蔵省令で定める。

(金融監督庁長官への権限の委任)

第二十五条の四 内閣総理大臣は、この法律による権限(次に掲げるもの
を除く。)を金融監督庁長官に委任する。

一 第三条第一項の規定による設立の認可

二 第十四条の規定による第三条第一項の設立の認可の取消し

第九章 罰則

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に
処する。

一 第十三条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は
虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

二 第十三条第一項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚
偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌
避した者

第二十七条 料率団体の理事、監事又は従業者が、その料率団体の業務に
関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その料
率団体に対しても、同条の罰金刑を科する。

(削る)

新設

(金融監督庁長官への権限の委任)

第二十五条の三 内閣総理大臣は、この法律による権限(次に掲げるもの
を除く。)を金融監督庁長官に委任する。

一 第三条第一項の規定による設立の認可

二 第十四条の規定による第三条第一項の設立の認可の取消し

(罰則)

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に
処する。

一 第十三条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は
虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

二 第十三条第一項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚
偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌
避した者

第二十七条 料率団体の理事、監事又は従業者が、その料率団体の業務に
関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その料
率団体に対しても、同条の罰金刑を科する。

第二十七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の過料
に処する。

一 第十条の五第五項の規定による認可を受けなくて特別料率を使用し
た者

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第五条の規定に違反して、定款を変更した者
- 二 第七条の規定に違反して、届出をすることを怠り、又は虚偽の届出をした者

三 第九条の三第二項の規定に違反して、公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは虚偽の通知をした者

四 第十条第一項の規定に違反して、資料を閲覧させず、又は虚偽の資料を閲覧させた者

五 第十条第二項の規定に違反した者
(削る)

六 第十条の五第三項、第十条の六第三項若しくは第五項又は第十四条の規定による命令に違反した者

七 第十条の五第五項の規定に違反して、通知をせず、又は虚偽の通知をした者

八 第十条の五第七項の規定に違反して、書類を備え置かず、若しくはこれに虚偽の記載をし、又は利害関係人の縦覧に供せず、若しくは虚偽の記載をした書類を利害関係人の縦覧に供した者

二 第十条の六第十項の規定による認可を受けなくて特別純率を使用した者

三 第十条の六第十一項の規定による命令に違反した者

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第五条の規定に違反して、定款を変更した者
- 二 第七条の規定に違反して、届出をすることを怠り、又は虚偽の届出をした者

新設

三 第八条第一項の規定に違反して、資料を閲覧させず、又は虚偽の資料を閲覧させた者

四 第八条第二項の規定に違反した者

五 第十条第二項の規定に違反して、公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは虚偽の通知をした者

六 第十条の四第四項、第十条の七第三項若しくは第五項又は第十四条の規定による命令に違反した者

七 第十条の四第六項又は第十条の五第七項（第十条の六第十二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、通知をせず、又は虚偽の通知をした者

八 第十条の四第八項の規定に違反して、書類を備え置かず、若しくはこれに虚偽の記載をし、又は利害関係人の縦覧に供せず、若しくは虚偽の記載をした書類を利害関係人の縦覧に供した者

<p>九 この法律に定める登記を怠つた者</p> <p>十 第二十三条において準用する民法第五十一条の規定に違反して、財産目録若しくは社員名簿を備え置かず、又はこれらに虚偽の記載をした者</p> <p>十一 第二十三条において準用する民法第七十条第二項又は第八十一条第一項の規定に違反して、破産宣告の請求をすることを怠つた者</p> <p>十二 第二十三条において準用する民法第七十九条第一項若しくは第二項又は第八十一条第一項の規定に違反して、公告することを怠り、又は不正の公告をした者</p>	<p>九 この法律に定める登記を怠つた者</p> <p>十 第二十三条において準用する民法第五十一条の規定に違反して、財産目録若しくは社員名簿を備え置かず、又はこれらに虚偽の記載をした者</p> <p>十一 第二十三条において準用する民法第七十条第二項又は第八十一条第一項の規定に違反して、破産宣告の請求をすることを怠つた者</p> <p>十二 第二十三条において準用する民法第七十九条第一項若しくは第二項又は第八十一条第一項の規定に違反して、公告することを怠り、又は不正の公告をした者</p>
---	---